

財団法人柏市都市振興公社寄附行為

目次

- 第1章 名称（第1条）
- 第2章 目的及び事業（第2条，第3条）
- 第3章 事務所（第4条）
- 第4章 資産及び会計（第5条～第13条）
- 第5章 役員及び職員（第14条～第20条）
- 第6章 職務権限（第21条～第28条）
- 第7章 理事会（第29条～第35条）
- 第8章 寄附行為の変更及び解散（第36条～第38条）
- 第9章 雑則（第39条）
- 附則

第1章 名称

第1条 この公社は，財団法人柏市都市振興公社と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 この公社は，柏市及び柏市土地開発公社との連携を保ち，柏市総合開発計画の推進上必要とする土地の取得，造成，維持管理及び処分並びにその他の建設事業を行い，合理的な都市経営に寄与し，市民生活の向上に貢献することを目的とする。

第3条 この公社は，前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 常磐新線及び市街地の整備に伴う商業用地，業務用地，工業用地及び住宅用地の取得，造成，管理，処分並びにそれらのあつせん
- (2) 常磐新線及び市街地の整備に伴う商業施設，業務施設，工業施設及び住宅の建設，取得，賃貸及び処分
- (3) 駐車場の設置及び管理
- (4) 公共の用に供するために必要とする用地の管理及び処分
- (5) 市の設置した公共施設の管理受託
- (6) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第 3 章 事務所

第 4 条 この会社の事務所は、千葉県柏市内に置く。

第 4 章 資産及び会計

第 5 条 この会社の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、寄附された財産目録記載の財産
- (2) 設立後、取得する財産及び不動産
- (3) 設立後受ける寄附金その他の寄附財産及び補助金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業から生ずる収入
- (6) その他の収入

第 6 条 この会社の資産は、基本財産及び運用財産の二種類に分ける。

2 基本財産は、次の各号に該当する財産をもって構成する。

- (1) 前条第 1 号に規定する財産のうち、基本財産として記載された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附を受けた財産
- (3) 理事会が基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産をもって構成する。

4 基本財産は、処分することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事の 3 分の 2 以上の承認を得てその一部を処分することができる。

第 7 条 この会社の財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預金し、信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券に代えて保管する。

第 8 条 この会社の資産は、理事長が管理する。この場合において、特に理事会が管理方法を定めたときは、これに従わなければならない。

第 9 条 この会社の経費は、運用資産をもって充てる。

第 10 条 この会社の予算は、会計年度開始前に（追加更正予算については必要の都度）理事会の議決を経て定める。決算は、会計年度終了後 2 か月以内にその年度末の財務諸表等とともに監事の監査を経て、理事会の認定に附さなければならない。

2 前項の財務諸表等は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 損益計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

第11条 この会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 年度末に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を翌年度の収入に繰り入れ、又は積立金として積み立てることができる。

2 前項の積立金は、会社の損失補填又は基本財産に繰り入れる場合のほか、取りくずすことができない。

第13条 この会社の事業計画、資金計画、予算及び決算については、理事会に諮った後、柏市長の承認を受けるものとする。

第5章 役員及び職員

第14条 この会社に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第15条 理事長は、理事の互選により決定する。

第16条 理事のうちから副理事長、専務理事及び常務理事各2名以内を置くことができる。

2 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。

3 理事及び監事は、理事長が任免する。

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は、なおその職務を行う。

第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の理事を除く。

2 役員には、実費弁償を支給することができる。

第19条 この公社に事務局を置き，事務局に職員として参事，事務職員，技術職員その他の職員を置く。

2 職員は，理事長が任免する。

第20条 この公社に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は，理事会に諮り理事長が委嘱する。

第6章 職務権限

第21条 理事長は，この公社を代表し，会務を統轄し，理事会の議長となる。

第22条 副理事長は，理事長を補佐し，理事長事故あるときはその職務を代理する。

第23条 専務理事は理事長，副理事長を補佐し，理事長，副理事長ともに事故あるときはその職務を代理する。

第24条 常務理事は理事長，副理事長，専務理事を補佐し，日常の常務を処理する。

第25条 理事は，理事会を構成し，重要な会務を審議決定する。

第26条 監事は，民法第59条に規定する職務を行う。

第27条 顧問は，理事長の諮問に答えるほか，理事会に出席して意見を述べることができる。

第28条 参事は，理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 理事会

第29条 理事会は，理事長が招集する。

2 会議を招集するには，会議の目的たる事項及びその内容並びに開会の日時，場所等をあらかじめ書面で理事に通知しなければならない。

3 理事会は，定例会及び臨時会とする。

4 定例会は，毎年3月に開会する。

5 臨時会は理事長が必要と認めるとき，又は理事定数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときに開会する。

第30条 理事会は，理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。ただし，再度招集しても過半数の出席がないときは，この限りでない。

第31条 理事会には、この寄附行為に定めるもののほか、次の事項を附議する。

- (1) 事業計画を定め、事業報告を認定すること。
- (2) 借入金の最高限度額の決定に関すること。
- (3) 剰余金の処分に関すること。
- (4) 規則の制定及び改廃に関すること。
- (5) 異議の申立て、訴願若しくは訴訟の提起又は和解に関すること。
- (6) その他理事長が必要と認める事項。

第32条 会議の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項の場合において議長は、議決に加わることができない。

第33条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ、通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該理事は、出席したものとみなす。

2 前項の場合において、その書面が会議の開会時までには議長に到着しないときは、その表決は無効とする。

第34条 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面により賛否を求め、その回答を表決に代えることができる。

第35条 この寄附行為に規定するもののほか、理事会の会議に関することは、理事会の定めるところによる。

第8章 寄附行為の変更及び解散

第36条 この寄附行為は、理事総数の4分の3以上の同意を得たうえ千葉県知事の認可を受けて変更することができる。

第37条 この公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する場合のほか、理事総数の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

第38条 この公社が解散した場合には残余財産があるときは、柏市に帰属する。

第9章 雑則

第 3 9 条 この寄附行為の施行について必要な事項は，理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この寄附行為は，この協会の設立に関する千葉県知事の許可のあった日（昭和 3 7 年 7 月 3 1 日）から施行する。
- 2 この協会の設立当初の事業計画及び予算は，第 1 0 条及び第 2 9 条の規定にかかわらず，設立発起人会の定めるところによる。
- 3 この協会の設立当初の役員は，第 1 4 条及び第 1 5 条にかかわらず，
次のとおりとする。

理事長	<u>浜 島 千代丸</u>	理 事	<u>鈴 木 眞</u>
理 事	<u>松 崎 健</u>	〃	<u>山 口 薫</u>
〃	<u>藤 井 惣 司</u>	〃	<u>紙 谷 清 松</u>
〃	<u>中 島 保</u>	〃	<u>船 橋 博 信</u>
〃	<u>山 澤 諒 太 郎</u>	〃	<u>寺 島 新 一</u>
〃	<u>高 野 山 利 貞</u>	監 事	<u>鎚 木 七 郎</u>
〃	<u>坂 卷 義 治</u>	〃	<u>井 戸 弘</u>

附 則

この改正は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、千葉県知事の認可の日（昭和52年11月4日）から適用する。

附 則

この改正は、千葉県知事の認可の日（昭和54年5月16日）から適用する。

附 則 この改正は、千葉県知事の認可の日（平成4年4月1日）から適用する。

この改正は、千葉県知事の認可の日（昭和59年6月22日）から適用する。

附 則

この改正は、千葉県知事の認可の日（平成5年4月1日）から適用する。

附 則

この改正は、千葉県知事の認可の日（平成6年4月1日）から適用する。